

「湯沢学園生徒姉妹都市交流事業」実施要領

1 目的

湯沢町の中学生を姉妹都市に派遣すること、また姉妹都市の生徒を受け入れることにより、姉妹都市との交流を通じて豊かな人間性を育むとともに英語力の向上と国際感覚を養うことを目的とする。

2 主催

湯沢町

3 事業内容

- (1) 交流先 姉妹都市米国ユタ州ソルトレイク郡マグナ
- (2) 交流生徒人数 10～20人程度（予算の範囲内）
- (3) 派遣期間 毎年7月～8月で湯沢町が決定した期間
- (4) 受け入れ期間 派遣翌年の6月～7月で湯沢町が決定した期間
- (5) 派遣内容 ① 姉妹都市へホームステイによる生活体験
② 英語研修
③ 教育・文化施設及び都市見学
④ その他
- (6) 受け入れ内容 ① 姉妹都市生徒のホームステイ受け入れによる生活体験

4 応募資格

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 湯沢町に居住し、派遣実施時に湯沢中学校1年生または2年生の者
- (2) 心身ともに健康で、この姉妹都市交流事業への自発的な参加意思のある者
- (3) この事業への参加について同意し、支援・協力できる保護者を有する者

5 姉妹都市交流生徒の募集及び決定

- (1) 姉妹都市交流生徒の募集期間は、毎年3月末から4月中旬の間で湯沢町が定める期間とする。
- (2) 姉妹都市交流を希望する者は、次の書類を湯沢町教育委員会に提出しなければならない。
 - ① 申込書（様式1）
 - ② 作文
「姉妹都市との交流」をテーマとする。400字詰め原稿用紙（横書き、縦長4版）3枚程度とする。
- (3) 姉妹都市交流生徒の決定は、書類審査及び面接により決定する。なお、面接の日程及び会場は申込者へ別途通知することとする。

6 事前研修

- (1) この交流事業の意義と目的を理解し、海外旅行及び海外生活、ホームステイの基礎知識を学ぶため事前研修を実施する。
- (2) 姉妹都市交流生徒及び保護者はこの事前研修を必ず受講し、事業の意義と目的を理解しなければならない。
- (3) 姉妹都市交流生徒及び保護者が事前研修を受けなかった場合は、姉妹都市交流生徒の決定を取り消すものとする。

7 姉妹都市交流生徒の義務

- (1) 姉妹都市交流生徒は湯沢町が指定する日までに姉妹都市へ派遣した際の報告書を湯沢町長に提出し、湯沢町の主催する報告会で発表しなければならない。
- (2) 姉妹都市交流生徒は、帰国後も交流先の友人と文通等で交流を継続するよう努力をしなければならない。

8 経費の負担

- (1) 姉妹都市交流生徒の派遣にかかる経費（成田から米国までの往復渡航費、日本国内の交通費、ホームステイに関するプログラム費用、語学研修にかかる費用、課外活動・小旅行の費用、国内オリエンテーション費用、諸経費など）
… 50%程度と自己負担額が20万円を超えた部分について予算の範囲内で湯沢町が負担
… 50%程度を自己負担、ただし自己負担額は20万円以内とする
- (2) 旅券取得及び傷害保険等に必要な経費
… 自己負担
- (3) 姉妹都市交流生徒として決定された後に派遣の参加を辞退する場合の航空機、ホテルなどの予約取り消し経費
… 自己負担
- (4) 姉妹都市交流生徒本人の責任による疾病・事故等により、他の派遣者と同一行動をとることができなくなった場合の帰国等に要する経費
… 自己負担

9 その他

- (1) 姉妹都市交流生徒の保護者は、交流事業として海外からの派遣生徒がある場合はボランティアとしてホームステイを受け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情により受け入れが困難な場合と湯沢町長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 姉妹都市交流生徒の決定後であっても、湯沢町長が姉妹都市交流生徒として不相当と認める場合は決定を取り消すことがある。
- (3) 姉妹都市交流生徒本人の責任による事故等については、すべて保護者の責任とする。
- (4) 姉妹都市交流生徒を姉妹都市に1度のみ派遣することとする。ただし、湯沢町が認める場合はこの限りではない。

10 担当及び連絡先

湯沢町教育委員会

南魚沼郡湯沢町大字神立1580番地 TEL 025-784-2211

附 則 この要領は、平成16年1月5日から実施する。